

**重要**

家畜保健衛生所からの情報提供

平成31年2月25日

## 愛知県の養豚場における 豚の死体の不適切な扱いについて

ご承知のとおり、昨年9月に岐阜県において我が国で26年ぶりとなる豚コレラが発生して以降、計5府県10例の発生が確認されております。また、岐阜県および愛知県においては、野生イノシシで180例の豚コレラの陽性事例が確認されています。

このような状況の中、愛知県愛西市の養豚場において、管理者が豚コレラを疑い、死亡した豚を農場内で焼却した事例が確認されました。農場への立入検査および精密検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、万が一の際は、豚コレラの発見が遅れ、感染をさらに拡大させるおそれがあります。また、死体を適切に処理しなかった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれがあります。

以下の点の徹底をお願いします。

- ・複数の豚に食欲不振、元気消失、結膜炎、歩行困難、下痢などの症状が認められたら、速やかに家畜保健衛生所に通報すること。
- ・飼養衛生管理基準を遵守すること。
- ・関係者以外の豚舎への立入を制限すること。

- ・ **無断で死亡した豚を焼却・埋却しないこと！**
- ・ **適切に処理しない場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれがあります。**

問合せ先：家畜保健衛生所

0776(54)5104

嶺南家畜保健衛生センター 0770(45)0191